

一般社団法人日本リノベーション・マネジメント協会
常務理事会規程

2021年8月1日制定

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人日本リノベーション・マネジメント協会（以下、「本協会」という）は、定款第24条の2に規定する常務理事会について、定款第24条の2第3項の規定に基づき、常務理事会の運営に関して必要な事項等を定めることを目的とする。

第2条（構成）

常務理事会は次に掲げる者により構成し、理事会にて決定する。

(1) 代表理事（会長）

(2) 常務理事

(3) 適正な運営を図る上で適任であるとして会長が指名した有識者

2 第1項に加え、理事及び監事は、オブザーバーとして出席できる。

3 議案に関係する支部、委員会等の関係者を議長の指名により出席させることができる。

第3条（招集）

常務理事会は、必要がある場合には、いつでも招集する事ができる。

2 常務理事会は、会長が招集し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。

3 第2条第1項(2)に掲げる常務理事は、会長に対し、常務理事会の目的である事項及び招集の理由を示して、常務理事会の招集を請求することができる。

第4条（権限）

常務理事会は、理事会において決議、報告する事項の事前審議並びに法令及び本協会の定款等において理事会の権限と定めるもの以外の本協会の運営において重要な事項の審議、決議を行うものとする。

第5条（議長）

常務理事会の議長は会長とし、会長が欠席の場合には、副会長を議長とし、副会長も欠席の場合は、事務局長を議長とし、いずれも欠席の場合は、当該常務理事会において出席した理事の中から選出する。

第6条（決議）

常務理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する常務理事を除く常務理事の過半数が出席し、出席した常務理事の過半数をもって行う。

2 常務理事会の審議事項は、事前に常務理事全員又は理事会の委任を受けた場合を除き、直後

に開催される理事会に報告し、承認を得るものとする。

3 前項に関する審議の内容については、全理事・監事に対し速やかに伝達する。

第7条（議事録）

常務理事会の議事録は書面をもって作成し、議長及び出席した常務理事のうちから選出された議事録署名人1名が記名押印する。

2 常務理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 常務理事会が開催された日時及び場所（WEB会議等の場合は、当該会議で用いるシステム名称及びシステム運営ホストの特定）
- (2) 議長の氏名
- (3) 出席した常務理事の氏名
- (4) オブザーバーの理事及び監事の氏名
- (5) 議長の指名により出席した者の氏名
- (6) 常務理事会の議事の経過の要領及びその結果
- (7) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する常務理事が出席したときは、当該常務理事の氏名

第8条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

第9条（施行）

この規程は、2021年8月1日よりこれを施行する。